

基発第0907005号

平成18年 9月 7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」等の一部改正について

健康管理手帳所持者が受ける健康診断の実施については、昭和47年9月30日付け基発第653号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」（以下「実施通達」という。）、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（以下「運営通達」という。）、昭和48年6月1日付け基発第308号「健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給について」（以下「受診旅費支給通達」という。）及び平成11年12月1日付け基発第682号「「健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」の策定について」（以下「事務取扱要領通達」という。）においてその取扱いを示しているところであるが、今般、健康管理手帳所持者で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）に係る取扱いを明らかにするため、これらの通達を下記のとおり改正することとするので、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、受診旅費支給通達は、本通達をもって廃止する。

記

1 改正の趣旨

- (1) 健康管理手帳制度の趣旨等を踏まえると、労災保険の適用を受けない者に対して行われる健康診断に要する費用及びその受診のために要する旅費の支払いについては、当該労災保険の適用を受けない者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者から行われるべきものであることから、そのための取扱いを実施通達及び運営通達において明らかにするとともに、受診旅費支給通達に定める内容を運営通達に統合することとしたこと。
- (2) 関係法令の改正等に伴う所要の用語の整理等を行ったこと。

2 実施通達の一部改正

昭和47年9月30日付け基発第653号労働省労働基準局長通達「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の一部を次のように改正する。

- (1) 別添の1中「所持者」の次に「（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。）」を加える。
- (2) 別添の1の表労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条第1号、第2号又は第12号の業務の項中「腎盂^{じんもう}撮影検査」を「腎盂^{じんろう}撮影検査」に改める。
- (3) 別添の1の表労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務の項中「 γ -GTP-ZTT」を「 γ -GTP、ZTT」に改める。
- (4) 別添の2中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

3 運営通達の一部改正

昭和47年11月29日付け基発第762号労働省労働基準局長通達「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」の一部を次のように改正する。

- (1) 記の2中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、記の2の(1)のロ中「、衛生検査技師」及び「なお、粉じん業務に係る健康診断を実施する委託医療機関にあっては、けい肺労災病院の実施する「じん肺診断技術等研修」を受講したエックス線技師及び肺機能検査技師を有することが望ましいこと。」を削る。
- (2) 記の3の(1)のハ中「前イの事業場」を「前イの事業者」に改め、記の3の(1)のニの(ロ)中「物又は」の次に「同号37に掲げる物で」を加え、記の3の(1)のト中「第5号」を「第6号」に、「第8号」を「第9号」に改め、記の3の(1)のルを次のように改める。

ル 石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者に雇用され、令第16条第1項第4号に掲げる物若しくは同項第9号に掲げる物で同項第4号に係るものを試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条に規定する適用除外製品等を製造し、若しくは取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

- (3) 記の3の(2)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
- (4) 記の4の見出し中「支払事務」を「支払い等の事務」に改め、記の4の柱書中「健康診断費」を「健康診断費」に、「支払事務」を「支払い等の事務」に、「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改める。
- (5) 記の4の(2)中「、同請求書の内容審査及び」を「及びその内容審査、」に改め、「記入」の次に「、6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る関係機関との協議」を加える。

- (6) 記の４の(3)中「健康診断費」の次に「(６(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費を除く。)」を加え、「庶務課において」を削る。
- (7) 記の４の次に次のように加える。

5 健康管理手帳に係る健康診断の受診旅費の支払い等の事務

健康管理手帳所持者に対して行う健康診断の受診のために要する旅費（以下「受診旅費」という。）の支払い等の事務は、別添３により行うこと。

6 労災保険の適用を受けない者の取扱い

(1) 定義

「労災保険の適用を受けない者」とは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）をいい、次に掲げる者が該当する。

イ 昭和６２年３月３１日以前に日本国有鉄道に在籍した職員等（以下「旧国鉄職員」という。）

ロ 地方公務員であった者（労働者災害補償保険法の適用事業場において有害業務に従事していた非常勤職員を除く。以下同じ。）

ハ 平成１３年１月５日以前に郵政省に在籍した郵政事務官及び郵政技官、平成１５年３月３１日以前に郵政事業庁に在籍した総務事務官及び総務技官並びに平成１５年４月１日以降に日本郵政公社に在籍した公社の職員（以下「旧郵政職員」という。）

(2) 労災保険の適用を受けない者の取扱いに係る考え方

健康管理手帳制度の趣旨、労働者の安全と健康確保に係る労働安全衛生法上の事業者の責務を踏まえると、退職後の労働者についても、事業者がその従事した業務に起因する疾病の早期発見についての措置を講ずるべきものである。

このことから、労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費及び受診旅費の費用負担については、旧国鉄職員については独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において、地方公務員であった者については関係地方公共団体において、旧郵政職員については日本郵政公社において、それぞれ行うべきものである。

(3) 具体的な取扱い

平成１８年１０月１日以後に労災保険の適用を受けない者に対して行われる健康診断については、健康診断費及び受診旅費の支払いが(2)のとおり行われることを前提として、次のイからチまでのとおり事務を行うこと。

イ 健康管理手帳の交付の申請があったときは、その申請者が労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事していた者（以下「労災保険の適用を受けない申請者」という。）であるか否かを確認すること。

ロ イの確認の結果、申請者が労災保険の適用を受けない申請者であるとき

は、次に掲げるところによること。

(イ) 当該労災保険の適用を受けない申請者が、①労働者災害補償保険法の適用事業場においても有害業務に従事していたことがあるか否か及び②従事していたことがある場合には、その期間を確認すること。この場合において、原則的に、当該期間が労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事した期間よりも長い場合には、その者に係る健康診断費等の支払いは、都道府県労働局長が行うこととなること。

(ロ) 当該労災保険の適用を受けない申請者が、新規事業者（労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場に係る事業者で、その雇用していた労働者についてこれまでに健康管理手帳が交付されたことがない者をいう。以下同じ。）に雇用されていた者であるときは、その旨を遅滞なく本省労働衛生課あて報告すること。なお、本省労働衛生課においては、当該報告があったときは、当該新規事業者が地方公共団体である場合にあっては総務省に、地方公共団体以外の者である場合にあっては関係省庁に、それぞれ必要な事項について連絡を行う。

ハ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳の交付を決定したときは、別紙様式第3号により遅滞なく本省労働衛生課あて報告すること。

ニ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付するときは、別添4のとおり、健康管理手帳に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を朱書きで記入すること。また、当該者に対し、次に掲げる事項を説明すること。なお、（ハ）についての説明は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4条の規定による利用目的の明示として行うものであること。

(イ) 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、別添5の1の方法によるものであること。

(ロ) 当該事業者が行う健康診断及びその受診旅費の請求に係る連絡先（当該事業者が新規事業者である場合にあっては、これらの事項を追って説明する予定であること。）

(ハ) 健康管理手帳が交付されたことについて、当該事業者（当該事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該事業者及び総務省）に連絡する予定であること。

ホ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付した場合であって、当該申請者を雇用していた事業者が地方公共団体であり、かつ、新規事業者でないときは、当該交付の決定について遅滞なく当該地方公共団体あて連絡すること。なお、当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、これらに相当する事項は本省労働衛生課において行う。

ヘ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付した場合であって、当該申請者を雇用していた事業者が地方公共団体であり、かつ、

新規事業者であるときは、次に掲げるところによること。なお、当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、これらに相当する事項は本省労働衛生課において行う。

(イ) 別途本省労働衛生課から連絡する地方公共団体の連絡先に対し、健康管理手帳制度の概要、労災保険の適用を受けない者に係る取扱い等必要な事項を説明した上で、当該地方公共団体における健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施方法、健康診断費等の支払いの方法等について、書面による情報提供（当該書面の例として、別添5を参照）を求めること。

(ロ) (イ)の情報提供があったときは、遅滞なく本省労働衛生課あて報告するとともに、ニの健康管理手帳を交付した者に対し、ニの(ロ)に掲げる事項を説明すること。

ト 労災保険の適用を受けない者から健康診断費等の支払いについて相談があった場合であって、当該支払いを行うべき事業者が地方公共団体であるときは、都道府県労働局において、当該地方公共団体と協議を行う等の対応を行うこと。また、当該支払いを行うべき事業者が地方公共団体以外の者であるときは、本省労働衛生課あて報告すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、健康管理手帳の交付、書替え及び再交付の手続については、平成11年12月1日付け基発第682号「健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」に掲げるところによること。

(8) 別添1中「労働基準局長」を「労働局長」に改め、契約書第2条を次のように改める。

第2条 乙は、手帳を所持する者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）を除く。）に対し、健康管理手帳に係る健康診断を実施し、甲は、乙が当該健康診断の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払うとともに、乙が手帳を所持する者で労災保険の適用を受けない者に対し健康診断を実施した場合には、必要に応じ、当該健康診断の実施に要した費用の支払いが適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

(9) 別添2の題名及び1から3まで中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、別添2の6中「都道府県労働基準局長への請求」を「請求」に改め、「行う都道府県労働基準局長」を「行う都道府県労働局長」に改め、別添2の7中「費用」の次に「（契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。）」を加え、「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、別添2の9の次に次のように加える。

10 委託医療機関が健康診断に要した費用のうち、契約書第2条に規定する労災

保険の適用を受けない者に係る請求については、「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（昭和４７年１１月２９日付け基発第７６２号労働省労働基準局長通達）記の６の(２)に掲げる区分のとおり行うものとし、その支払いについては、当該請求の相手方の定めるところによるものとする。

(10) 別添３を次のように改める。

別添３

健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領

１ 趣旨

労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第６７条第２項に基づき、国が健康管理手帳所持者（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）を除く。）に対して行う健康診断の受診の促進を図るため、この要領の定めるところにより、その受診のために要する旅費（以下「受診旅費」という。）を支給する。

２ 支給対象者

受診旅費は、委託医療機関において、厚生労働大臣の定める健康診断（以下「健康診断」という。）を受診した者（労災保険の適用を受けない者を除く。以下「受診者」という。）に対して支給するものとする。

３ 支給の範囲

受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。

イ 受診旅費の種類は交通費と宿泊料とする。

ロ 交通費は、受診者が公的交通機関（バス、電車等をいう。）を利用して、その居住地と最寄りの委託医療機関を往復するために要する普通旅客運賃を支給する。

ハ 宿泊料は、地理的事情等により、宿泊の必要があると認められる場合に限り一夜につき６，６００円を限度として実費額を支給する。

４ 手続

受診旅費の支給を受けようとする者（労災保険の適用を受けない者を除く。）は、委託医療機関に備え付けられた健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書（別紙様式第４号）に必要な事項を記入のうえ押印して、都道府県労働局長あて請求するものとする。

- 5 受診旅費の支給は、受診者の請求に基づき、都道府県労働局長が行うものとする。
- 6 請求を受けた都道府県労働局長は受診の事実を委託医療機関からの「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書（別紙様式第2号）」により確認するとともに請求書の内容を十分審査し、不正受給の防止に努めるものとする。
- 7 健康管理手帳所持者で労災保険の適用を受けない者に対して行われる健康診断の受診のために要する旅費については、必要に応じ、その支払いが適切に行われるよう関係機関と協議を行う。
- 8 本要領は、平成18年10月1日から実施する。

(11) 別添 3 の次に次のように加える。

別添 4

欄外に事業者の名称（鉄道・運輸機構、〇市〇局、郵政公社）を記入すること。

〇〇〇	
氏 名	
生年月日	
住 所	
備 考	

労働安全衛生法第67条第1項の健康管理手帳を交付します。

年 月 日

労働局長 印

名称は以下のような略語で記載

鉄道・運輸機構：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇市〇〇局：〇〇市〇〇局〇〇事務所

郵政公社：日本郵政公社

平成 1 8 年 月 日

都道府県労働局長あて

〇〇県（市町村）

〇〇県（市町村）の職員であった者で健康管理手帳の交付を受けたもの
に対する健康診断の取扱いについて

〇〇県（市町村）の職員であった者で、職員として有害業務に従事したことにより、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 6 7 条に規定する健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断については、下記のとおり取り扱うこととしているので、了知されたい。

記

1 健康診断の実施方法（(1)～(3)のいずれかを記載）

- (1) 〇〇県（市町村）の負担により、従前のとおり、厚生労働省労働基準局長が定める方法等と同様の方法等により、健康診断を実施する。
- (2) 〇〇県（市町村）の負担により、新たに自らが定める方法等により、健康診断を実施する。
- (3) 健康診断を実施しない。

2 健康診断費等の請求先（住所、電話番号及び担当部署。ただし、健康診断を実施しない場合は不要）

- (1) 医療機関からの健康診断費用の請求先
- (2) 手帳所持者からの受診旅費の請求先

(12) 様式第 1 号中「労働基準局長」を削る。

(13) 様式第 2 号中 「

支 払 局 名
局

」 を 「

支 払 者 名

」 に改める。

(14) 様式第 2 号の次に次のように加える。

様式第3号

労災保険の適用を受けない者への健康管理手帳の交付実績報告
(年 月分)

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課 あて

_____労働局
(担当: _____)

	事業者の 名称※	交付 年月日	手帳の 種類	業務の概要	交付者氏名	指定 医療機関
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 鉄道・運輸機構、〇市〇局、郵政公社のいずれかを記載。

【報告日】各都道府県労働局において健康管理手帳に係る審査が終了し、申請者に対して審査結果を通知する際に併せて、本省へ報告すること。なお、記の6の(3)のへの(ロ)に掲げるとおり、地方公共団体から健康診断の実施方法等について情報提供があったときは、本省労働衛生課へ報告すること。

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

殿

私は、
において、平成 年 月 日に実施された健康診断を
受診したので、その受診旅費を請求します。

平成 年 月 日

健康管理手帳番号 号
請求者の住所（〒 - ）

氏 名



受診旅費 円

年 月 日	利用交通機関名	区 間	運 賃	宿 泊 料	合 計	備 考
						銀行名、 口座番号等

- (注) 1. 受診旅費の請求は、「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」によって受診した都度請求して下さい。なお、請求書は、受診した日から一週間以内に提出して下さい。
2. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収証を添付して下さい。
3. 受診旅費の請求書は、委託医療機関に備え付けてありますので受診の際受け取って下さい。
4. 受診旅費の受領は、銀行の口座振込に限定されます（郵便局は不可）。
5. 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら所轄の労働局又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧国鉄職員の方）、関係地方公共団体（地方公務員であった方）、日本郵政公社（旧郵政職員の方）へ照会して下さい。

4 事務取扱要領通達の一部改正

平成11年12月1日付け基発第682号労働省労働基準局長通達「「健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」の策定について」の一部を次のように改正する。

- (1) 前文中「適正な運用を図るため、」の次に「平成11年12月1日付けで」を加え、「遺憾のないようにされたい。」の次に「今回、平成18年9月7日付け基発第0907005号により、労災保険の適用を受けない者にかかる取扱いを明らかにするための一部改正を行ったので、その運用に遺漏なきを期されたい。」を加える。
- (2) 別添のⅠの1の(1)の①中「昭和47年政令第318号。労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。）（以下「令」という。）」を「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）」に改める。
- (3) 別添のⅠの1の(1)の②中「じん肺法」の次に「（昭和35年法律第30号）」を加える。
- (4) 別添のⅠの1の(1)の③中「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票」に改める。
- (5) 別添のⅠの1の(1)の④のイ中「特定化学物質等健康診断個人票」を「石綿健康診断個人票」に改め、別添のⅠの1の(1)の④のロ中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
- (6) 別添のⅠの1の(2)中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改め、別添のⅠの1の(2)のイ中「労働安全衛生規則」の次に「（昭和47年労働省令第32号）」を加え、別添のⅠの1の「(3)」を「(4)」に改め、別添のⅠの1の(2)の次に次のように加える。

(3) 申請者の従事歴の確認

イ 申請者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事していた者（以下「労災保険の適用を受けない申請者」という。）であるか否かを確認すること。

ロ イの確認の結果、申請者が労災保険の適用を受けない申請者であるときは、次に掲げるところによること。

(イ) 当該労災保険の適用を受けない申請者が、①労働者災害補償保険法の適用事業場においても有害業務に従事していたことがあるか否か及び②従事していたことがある場合には、その期間を確認すること。この場合において、原則的に、当該期間が労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事した期間よりも長い場合には、その者に係る健康診断費等の支払いは、都道府県労働局長が行うこととなること。

(ロ) 当該労災保険の適用を受けない申請者が、新規事業者（労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場に係る事業者で、その雇用していた労働者についてこれまでに健康管理手帳が交付されたことがないものをいう。以下同じ。）に雇用されていた者であるときは、その旨を遅滞なく本省労働衛生課あて報告すること。なお、本省労働衛生課においては、当該報告があったときは、当該新規事業者が地方公共団体である場合にあっては総

務省に、地方公共団体以外の者である場合にあっては関係省庁に、それぞれ必要な事項について連絡を行う。

(7) 別添のⅠの２の(1)中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改める。

(8) 別添のⅠの３の(1)を次のように改める。

(1) 健康管理手帳の作成及び交付

イ ２の審査の結果、交付要件を満たしているものについては、該当する種類の健康管理手帳(以下「手帳」という。)の様式に申請者の氏名等の所要事項を記入して手帳を作成し、申請者に交付すること。

なお、事業場に確認する等により、離職前直近の該当の健康診断結果を当該欄に記入すること。

また、昭和４７年９月１８日付け基発第６０１号の１の記の第２の３４の(2)による手帳の「職歴」の頁への交付対象者の平均賃金の記入については、提出された資料により確認された場合に行えば足りること。

ロ イの場合において、労災保険の適用を受けない申請者に対し手帳の交付を決定したときは、昭和４７年１１月２９日付け基発第７６２号(以下「運営通達」という。)様式第３号により遅滞なく本省労働衛生課あて報告すること。

ハ イの場合において、労災保険の適用を受けない申請者に交付する手帳については、運営通達別添４のとおり、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を朱書きで記入すること。

(9) 別添のⅠの３の(2)中「一連番号とすること。」の次に「また、労災保険の適用を受けない申請者に対し手帳を交付したときは、台帳及び交付簿の備考欄に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を記入すること。」を加える。

(10) 別添のⅠの４の(1)中「申請者」の次に「((2)に掲げる者を除く。)」を加え、別添のⅠの４中(2)を(5)とし、別添のⅠの４の(1)の次に次のように加える。

(2) 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付するときは、当該者に対し、次に掲げる事項を説明すること。なお、ハについての説明は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５８号)第４条の規定による利用目的の明示として行うものであること。

イ 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、別添５の１の方法によるものであること。

ロ 当該事業者が行う健康診断及びその受診旅費の請求に係る連絡先(当該事業者が新規事業者である場合にあっては、これらの事項を追って説明する予定であること。)

ハ 健康管理手帳が交付されたことについて、当該事業者(当該事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該事業者及び総務省)に連絡する予

定であること。

- (3) 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付した場合であって、当該申請者を雇用していた事業者が地方公共団体であり、かつ、新規事業者でないときは、当該交付の決定について遅滞なく当該地方公共団体あて連絡すること。なお、当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、当該連絡は本省労働衛生課において行う。

- (4) 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付した場合であって、当該申請者を雇用していた事業者が地方公共団体であり、かつ、新規事業者であるときは、次に掲げるところによること。なお、当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、これらに相当する事項は本省労働衛生課において行う。

イ 別途本省労働衛生課から連絡する地方公共団体の連絡先に対し、健康管理手帳制度の概要、健康管理手帳所持者で労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至ったもの（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）に係る取扱い等必要な事項を説明した上で、当該地方公共団体における健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施方法、健康診断費等の支払いの方法等について、書面による情報提供（当該書面の例として、運営通達別添5を参照）を求めること。

ロ イの情報提供があったときは、遅滞なく本省労働衛生課あて報告するとともに、(2)の健康管理手帳を交付した者に対し、(2)のロに掲げる事項を説明すること。

- (11) 別添のⅠの5の中「行政手続法」の次に「（平成5年法律第88号）」を、「行政不服審査法」の次に「（昭和37年法律第160号）」を、「記載すること。」の次に「さらに、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を記載すること。」を加える。

- (12) 別添のⅡの1中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改める。

- (13) 別添のⅡの2の(2)の①中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改め、別添のⅡの2の(2)の②中「(2)」を「(5)」に改め、別添のⅡの2の(2)の次に次のように加える。

- (3) (1)又は(2)の変更をした者が労災保険の適用を受けない者である場合において、当該者を雇用していた事業者が地方公共団体であるときは、上記変更内容について都道府県労働局（都道府県間の住所変更の場合には、新住所を所轄する都道府県労働局）から遅滞なく当該地方公共団体あて連絡すること。当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、上記変更内容について本省労働衛生課に報告すること。当該事業者に対する連絡は、本省労働衛生課において行う。

- (14) 別添のⅢの2を次のように改める。

2 手帳の返還関係

- (1) 手帳所持者の死亡に伴う手帳の返還があった場合には、交付簿及び台帳の備考欄にその旨を記載すること。
- (2) 死亡した者が労災保険の適用を受けない者である場合において、当該者を雇用していた事業者が地方公共団体であるときは、手帳が返還された事実について都道府県労働局から遅滞なく当該地方公共団体あて連絡すること。当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、上記について本省労働衛生課に報告すること。当該事業者に対する連絡は、本省労働衛生課において行う。

(15) 別添のⅢの3の(2)の次に次のように加える。

- (3) 労災保険の適用を受けない者に関する手帳については、運営通達別添4のとおり、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を朱書きで記入すること。

(16) 別添のⅣの1の(2)中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改める。

(17) 別紙3中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に改める。

(18) 様式第3号の表中1及び2の項の右欄に「〒 ー 」を加え、3の項の左欄中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、最下欄中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。